

平成21年度から適用される 住民税(市・都民税)の主な改正点 をお知らせします

住民税(市・都民税)の 寄附金控除が変更されます

住民税の寄附金控除は、平成20年度までは「所得控除方式」(税率をかける前の額から控除額を差し引く方式)でしたが、平成21年度から「税額控除方式」(税額から直接控除額を差し引く方式)に変更されます。また、控除の適用下限額は、これまでは10万円でしたが、平成21年度から5千円に引き下げられます。

対象となる寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

○都道府県や市区町村に対する寄附金

○住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

○住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

「市民と市長の対話集会」 タウンミーティング開催

地域の課題や市政について、渡部市長と直接話をしてみませんか。市民と市長のタウンミーティングは、基本的に、毎月第3土曜日に開催しています。日時・場所 下表のとおり対象 市内在住・在勤・在学のかた

★申込み不要、直接会場へ

★手話通訳者が必要な場合は、2週間前までに電話

又はファクスで企画政策

課(FAX 393・684

6)へ

※車での来場は遠慮ください。

お問い合わせ 企画政策

課

お問い合わせ 企画政策

課

お問い合わせ 企画政策

課

お問い合わせ 企画政策

課

タウンミーティング日程・会場一覧

開催日(予定)	会場	時間
第15回 12月20日(土)	秋津公民館 (秋津町2-17-10)	午前10時 ~正午
第16回 1月17日(土)	ふるさと歴史館 (諏訪町1-6-3)	
第17回 2月21日(土)	久米川ふれあいセンター (久米川町3-16-4)	
第18回 3月21日(土)	恩多ふれあいセンター (秋津町5-40-1)	

市では、「がんばれ東村山(ふるさと納税)寄附」を受け付けています。

給与所得の源泉徴収票の見方 Aが0で、BとCに0以外の数字の記載がある場合、 住宅ローン控除の対象です。

平成20年分		給与所得の源泉徴収票	
支払者	東村山市本町1-2-3 市役所マンション101	氏名	東村山 太郎
給料・賞与	5,000,000	給与所得控除後の金額	3,460,000
源泉徴収額	0	所得控除の額の合計額	2,120,000
控除対象配偶者の有無	有	社会保険料等の金額	300,000
扶養親族の数の有無	有	生命保険料控除額	50,000
配偶者の特別控除額	280,000	地震保険料控除額	67,000
住宅ローン控除額	280,000	住宅借入金等特別控除額	67,000
源泉徴収票の金額	280,000	国民年金保険料の金額	0
配偶者の合計所得	0	個人年金保険料の金額	0
個人年金保険料の金額	0	旧長期損害保険料の金額	0
旧長期損害保険料の金額	0	受給者生年月日	45/10/1
受給者生年月日	45/10/1	中途退社・退職	20
中途退社・退職	20	就職	*
就職	*	就労学生	
就労学生		死亡退職	
死亡退職		災害者	
災害者		外国人	
外国人		支所(居所)又は所在地	東村山市 秋津町 2-17-10
支所(居所)又は所在地	東村山市 秋津町 2-17-10	支払者	株式会社 諏訪企画
支払者	株式会社 諏訪企画	(電話)	042-393-5111
(電話)	042-393-5111		

税の納税義務者のうち、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上のかた
※このほか地方税法等の改正により、一部内容が変わることがあります。

所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けているかたで、税源移譲で所得税が減ったことにより、控除を受けられる金額が減る場合は、この減少分を、住民税(市・都民税)から差し引く措置がとられています。この措置を受けるためには、申告が必要です。

左図の源泉徴収票中の、A(源泉徴収税額)、B(住宅ローン控除額)が0で、C(住宅ローン控除額)に0以外の数字の記載がある場合、住宅ローン控除の対象となります。

住宅ローン控除の対象となるかたの見方
A(源泉徴収税額)が0で、B(住宅ローン控除額)に0以外の数字の記載がある場合、住宅ローン控除の対象となります。

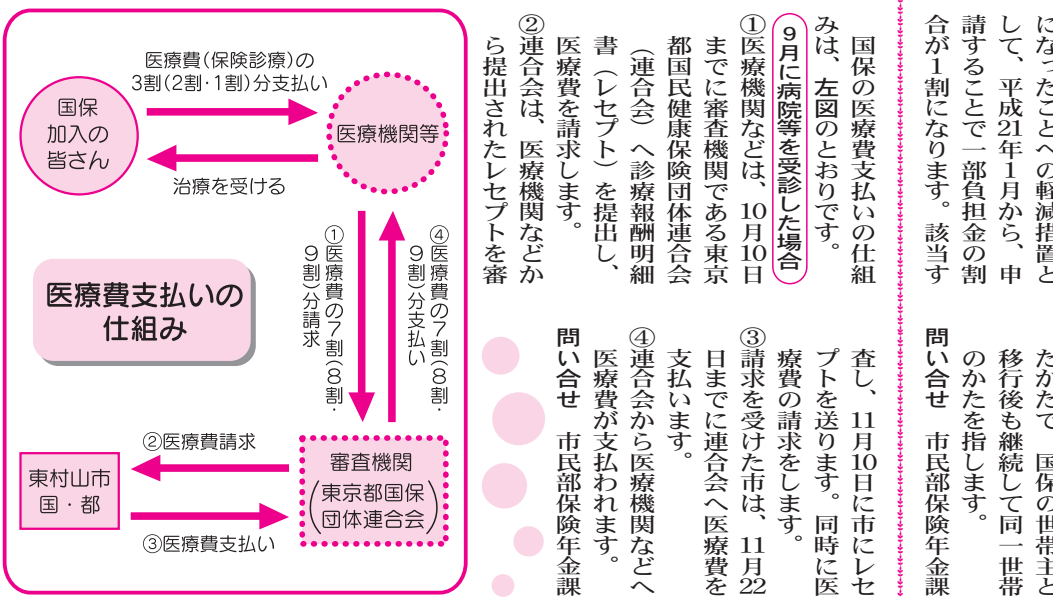
住宅ローン控除申告書を送ります
平成20年度、住民税の住宅ローン控除が適用されたかたに対して、1月上旬までに申告書をお送りします。

長寿・国保
一部負担金割合の軽減措置について
平成20年度、住民税の住宅ローン控除が適用されたかたに対して、1月上旬までに申告書をお送りします。

国民健康保険(国保)に加入しているかたへ医療費通知をお送りします
国民健康保険制度や医療費について理解を深めていただくため、今年9月に医療機関にかかったかたへ、9月にかかった医療費(保険診療)の額を通知します。

給与所得以外の所得がある
申告場所が東村山税務署になるかた
所得税の確定申告書の提出しないかた(勤務先の年末調整のみのかた)
申告場所が東村山税務署になるかた
所得税の確定申告書の提出しないかた(勤務先の年末調整のみのかた)

医療費支払いの仕組み
国保加入の皆さん
医療機関等
治療を受ける
医療費(保険診療)の3割(2割・1割)分支払い
国保加入の皆さん



お問い合わせ 秘書課